

洲本市国際交流協会会則

(名称及び所在地)

第1条 この会は、洲本市国際交流協会（以下「協会」という。なお、英語標記を「Sumoto International Association」、略称「S I A」とする。）と称し、事務局を洲本市役所内に置く。

(目的)

第2条 協会は、洲本市と国際姉妹都市関係にある都市との海外交流を通じ、また、世界の人々との交流を通じて地域の国際理解を深め、相互の教育、文化、経済等の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 国際友好親善事業の企画及び実施
- (2) 都市間交流に関する情報の収集、発信及び資料の作成
- (3) 国際感覚の高揚と啓蒙に関する事業
- (4) 外国人訪問者に対する支援事業
- (5) 関係諸団体との連絡調整
- (6) その他協会の目的達成に必要な事項

(会員等)

第4条 協会は、第2条の目的に賛同する次の個人（以下「会員」という。）をもって組織する。

- (1) 洲本市内に住所を有する個人
 - (2) 洲本市内に勤務先を有する個人
- 2 協会の活動を賛助する企業は、賛助会員となることができる。
- 3 協会の主催した海外交流派遣事業に参加した学生は、姉妹都市派遣生OB会員となることができる。

(入会及び退会)

第5条 入会を希望する者は、役員会の承認を経て入会することができる。

- 2 会員が自ら退会を申し出た場合及び死亡した場合のほか、次の各号の一に該当する場合は、役員会の議決を経て退会させることができる。
- (1) 会費の納入を怠った場合
 - (2) 会の名誉を著しく傷つけたとき

(役員)

第6条 協会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	4 名以内

専務理事	1 名
理 事	1 2 名以上 2 0 名以内
監 事	2 名
参 与	4 名以内

- 2 会長、監事は、総会において選任する。
- 3 副会長、専務理事、理事及び参与は会長が選任し、総会において承認を得る。
- 4 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の職務)

第7条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は、会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、役員会の会務を統括する。
- 4 理事は、役員会を組織し、会務の執行にあたる。
- 5 監事は、協会の会計を監査する。
- 6 参与は、会長及び副会長を補佐する。

(名誉会長)

第8条 協会に名誉会長を置く。

- 2 名誉会長は、洲本市長をもってあてる。

(顧問)

第9条 協会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の議決を経て会長が委嘱する。

(部会等)

第10条 協会は、第3条各号の事業実施のための次の部会を設置し、各部会において企画立案、予算編成及びその執行を担う。

(1) 企画部会

(2) 研修部会

(3) 海外交流部会

(4) 会員交流部会

- 2 前項各号に定める部会のほか、会長が必要と認める場合は役員会の議決を経て新たな部会を設置することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、協会の主催した海外交流派遣事業に参加した学生は、姉妹都市派遣生OB会を組織することができる。

(総会)

第11条 協会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、会員をもって構成する。

3 総会は、次に掲げるもののほか、協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(1) 予算及び事業計画

(2) 決算及び事業報告

(3) 役員の選任

(4) 会則の制定及び改廃

(総会の招集及び開催)

第12条 総会は、会長が招集する。

2 通常総会は、事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の議長)

第13条 総会の議長は、会長があたる。

(総会の成立及び議決)

第14条 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第15条 会員は、総会において、各々一個の議決権を有する。

2 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(総会の議事録)

第16条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員数及び出席者（表決委任者を含む）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議決の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

(役員会)

第17条 役員会は、第6条の役員をもって構成する。

2 役員会は、会長が必要に応じて招集し、次の事項を審議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

4 役員会には、第13条、第15条及び第16条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「個人会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(会計の責任)

第18条 この協会の会計は、会長が統括する。

(経費)

第19条 協会の経費は、会費、補助金、寄附金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第20条 会員は、協会を運営するため、次に定める会費を納入するものとする。

(1) 個人会員 年額 5,000円

(2) 賛助会員 年額 1口 10,000円

(会計及び事業年度)

第21条 協会の会計及び事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(補則)

第22条 この会則に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、役員会の議決を経て会長が定める。

附 則

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月27日）

この会則は、議決の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年6月3日）

この会則は、議決の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年5月26日）

この会則は、議決の日から施行する。

附 則（令和5年5月26日）

この会則は、議決の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。